

電子申請等の検討対象とする手続とその優先順位について

令和3年3月23日（火）

消 防 庁 予 防 課

電子申請等の検討対象とする手続とその優先順位について

【1】 本検討会で検討の対象とする手続は、消防本部に申請・届出される火災予防分野の手続で、法令様式が規定されているもののうち、「一定の申請・届出件数がある様式」又は「一定の申請・届出件数がある様式と一体的に申請・届出が行われる様式」を検討対象とし、以下の10様式を用いる手続とする。

項番	様式の名称	様式
①	消防計画作成(変更)届出書	規則※1別記様式第1号の2
②	防火・防災管理者選任(解任)届出書	規則別記様式第1号の2の2
③	全体についての消防計画作成(変更)届出書	規則別記様式第1号の2の2の2
④	防火対象物点検結果報告書	平成14年消防庁告示第8号別記様式第1
⑤	統括防火・防災管理者選任(解任)届出書	規則別記様式第1号の2の2の2の2
⑥	自衛消防組織設置(変更)届出書	規則別記様式第1号の2の2の3の3
⑦	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書	規則別記様式第1号の2の3
⑧	消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書	平成16年消防庁告示第9号別記様式第1
⑨	工事整備対象設備等着工届出書	規則別記様式第1号の7
⑩	防災管理点検結果報告書	平成20年消防庁告示第19号別記様式第1

※1 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)

【2】 電子申請等を早期に導入し、消防本部における実証実験の検証時間を十分に確保するため、上記①～⑩の中から、優先的に検討する様式を定める。

➤ 優先的に検討する様式は以下のスケジュールで実証実験を実施することとする。

5月頃 電子申請等に用いる標準様式の検討(第2回検討会)
 6～7月頃 ぴったりサービスへの様式のプリセット
 7～11月頃 消防本部における実証実験(公募)
 12月頃 電子申請等に用いる標準様式等の決定

➤ 消防本部における実証実験に当たっては優先的に検討する様式に関する手続について、申請等の環境(消防本部の実施体制、電子申請等の実証実験に協力を依頼できる申請者の確保等)を整えることを要件とする予定。

【3】 【2】以外の様式に関する標準様式の検討は、第3回検討会(6月頃)で行い、準備が整った様式から順次、ぴったりサービスへのプリセットを行い、実証実験を開始する予定(標準様式等の決定は12月頃)。

優先順位を検討するに当たって考慮すべき事項（手続件数、性質等）

1. 申請・届出の件数

- 申請・届出の件数の多い手続に係る様式については、潜在的に電子申請等の利用者が多いと考えられる。年間、10万件を超えるのは6様式で、申請・届出の多い順に、以下のとおりとなっている（総件数は概数、出典はp.5参照）。

順序	様式	総件数
1	⑧消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書	約146万件
2	②防火・防災管理者選任(解任)届出書	約45万件
3	⑦消防用設備等(特殊消防用設備等)の設置届	約36万件

順序	様式	総件数
4	①消防計画作成(変更)届出書	約34万件
5	④防火対象物点検結果報告書	約16万件
6	⑨工事整備対象設備等着工届出書	約16万件

2. 申請・届出の性質上考慮すべき要素

- 法定様式の煩雑さや添付書類の種類等の状況によっては一定の検討が必要なものがあり、優先順を決める際に考慮が必要

【要素1 法定様式の記載項目について】

・法定様式の項目数は10項目から30項目程度。また、記述方式か選択方式によって回答が可能。

【要素2 添付書類の種類】

・次の2様式については、設計書や平面図など添付しなければならない資料の種類が多く、分量も防火対象物の規模等によっては数十枚にもなる。消防本部での受取方法も考慮しながら、ファイル形式やぴったりサービスへのプリセットの方法等について検討が必要。

⇒ ⑦消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書、⑨工事整備対象設備等着工届出書

【要素3 告示で添付様式が規定されているものの取扱い】

・次の4様式については、告示で定められている添付資料の様式がある。これらについて、主な作成者は申請・届出者とは異なるが、ぴったりサービスへのプリセットや、電子申請等の標準様式の作成の必要性があるか検討が必要。

⇒ ④防火対象物点検結果報告書、⑦消防用設備等(特殊消防用設備等)の設置届、⑧消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書、⑩防災管理点検結果報告書

3. 同時期に提出される様式

- 申請・届出によっては、別の申請・届出と概ね同じ時期に提出されている様式もあり、件数が少ない様式でも考慮が必要。

※ 消防庁で行ったサンプル調査(18本部を対象)の結果では、同時期に申請・届出がなされる様式は以下のとおり(3以上の本部から回答があった様式のみ抜粋)。

様式	同時期に申請・届出される様式
①消防計画作成(変更)届出書	②防火・防災管理者選任(解任)届出書 【15本部】
②防火・防災管理者選任(解任)届出書	①消防計画作成(変更)届出書 【13本部】
③全体についての消防計画作成(変更)届出書	⑤統括防火・防災管理者選任(解任)届出書 【14本部】
⑤統括防火・防災管理者選任(解任)届出書	③全体についての消防計画作成(変更)届出書 【14本部】
⑩防災管理点検結果報告書	④防火対象物点検結果報告書 【3本部】

優先順位を検討するに当たって考慮すべき事項（様式毎の論点）

<基本的考え方>

- 優先的に電子申請等に用いる標準様式を検討する様式については、申請・届出の件数が多いものを基本とし、その上で、当該申請・届出の性質上考慮すべき要素や同時に申請・届出される様式等の要素を勘案し決定する。
- まず、**申請・届出の件数が多く、その性質上、電子申請等の検討に当たって考慮すべき要素が少ない**と考えられ、また、**同時期に申請・届出されるケースの多い以下の2様式**については、**優先的に検討を開始することとする**。その他の様式の個別の論点は以下のとおり。
⇒ ①消防計画作成(変更)届出書 ②防火・防災管理者選任(解任)届出書

論点1 ⑧消防用設備等(特殊消防庁設備等)点検結果報告書

- 検討対象となる申請・届出の中で飛び抜けて件数の多い様式であり、経済団体(経団連、同友会)からのオンライン化の要求もある。
- 一方で、添付する点検表について消防用設備等ごと(計36種類)に告示で様式が決められており、この部分について、申請・届出者が自ら記載できるようにすることを前提とするのであれば、標準様式の作成やぴったりサービスへのプリセットのための作業時間を考慮することが必要。また、並行して開催される「消防用設備等点検報告制度のあり方検討部会」の議論を踏まえることも必要。

論点2 ⑦消防用設備等(特殊消防用設備等)の設置届、⑨工事整備対象設備等着工届出書

- 検討対象となる申請・届出の中でも件数の多い様式であり、経団連の規制改革要望にも挙げられている。
- 一方で、設計書や平面図など添付ファイルの種類も多く、消防本部における受取方法を考慮しながら検討しなければならないため、相当程度の作業時間が必要。なお、消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届においては、消防設備ごと(計38種類)の試験結果報告書(告示様式)の電子的様式の標準化の必要性について、関係者の意見等も踏まえた整理が必要

論点3 ④防火対象物点検結果報告書、⑩防災管理点検結果報告書

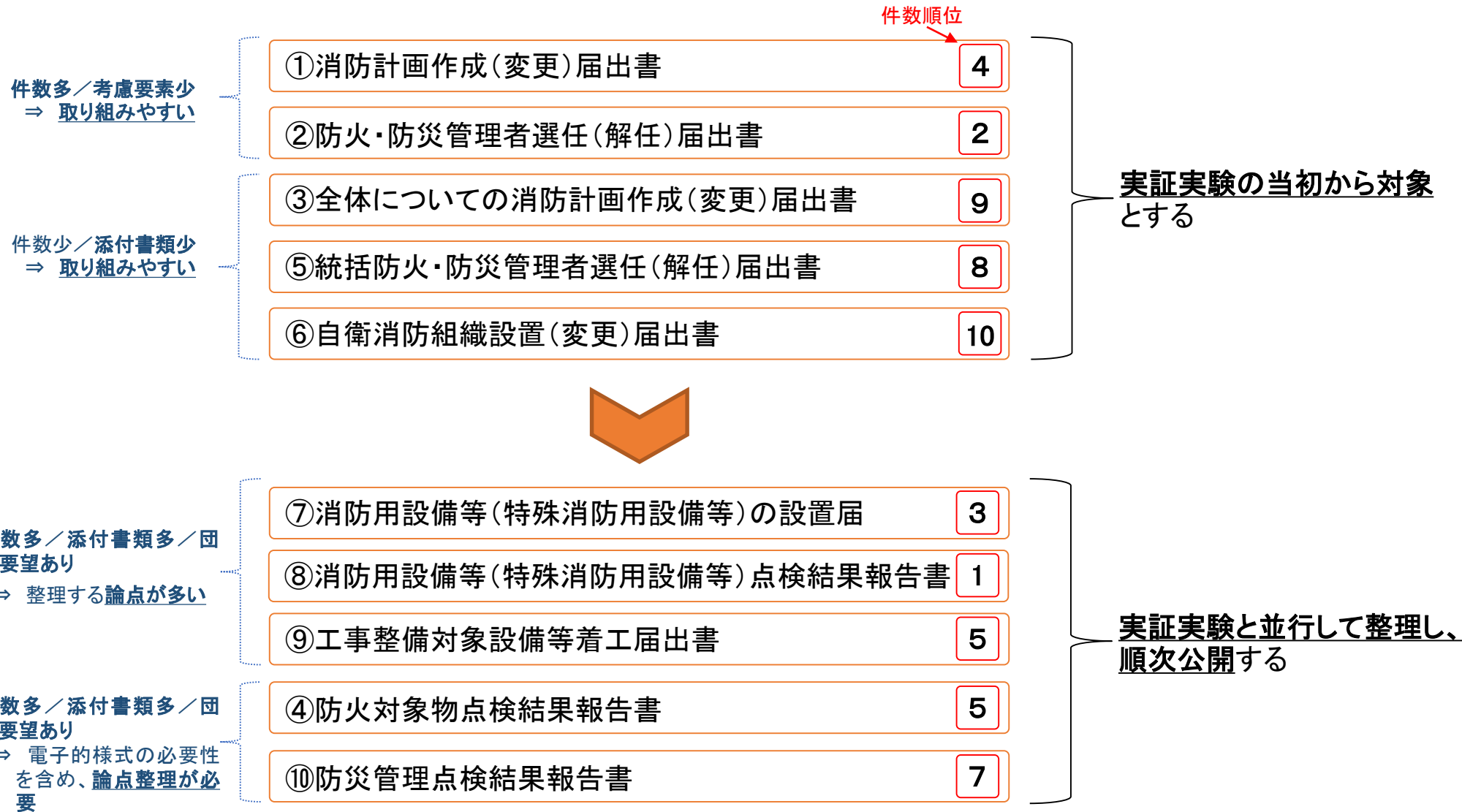
- ④防火対象物点検結果報告書は検討対象となる申請・届出の中で5番目に多い様式であり、経済団体(経団連、同友会)からのオンライン化の要求もある。なお、⑩防災管理点検結果報告書は④防火対象物点検結果報告書と同時期に届出されることがある。
- 点検については資格所持者のみ可能であるが、各点検表(告示様式)の電子的様式の標準化の必要性について関係者の意見を踏まえた整理が必要

論点4 その他の手続

- ③全体についての消防計画作成(変更)届出書、⑤統括防火・防災管理者選任(解任)届出書、⑥自衛消防組織設置(変更)届出書については件数は多くはないものの、②防火・防災管理者選任(解任)届出書などと同時期に届出されるケースがある。
- 添付書類も少なく電子申請の導入しやすい手続ではあるが、件数も多くないため優先的に検討する様式とするか。

標準様式を検討する手順について（案）

○ ここまでの論点を踏まえ、以下のとおり標準様式の検討を進めていくこととしてはどうか。



(参考) 検討対象様式に係る各種データ

項番	手続名称	総件数 ※1	項目数	添付書類	告示様式		数量	同時期に申請等される様式 ※2		要望団体 ※3
					の有無	(告示様式「有」の場合)作成に必要な主な資格		様式の項番	回答数	
①	消防計画作成(変更)届出書	34万件	10程度	消防計画	無	/	~数十枚 (防火対象物の規模等により異なる)	②	15	経団連 同友会
								③	2	
								⑤	2	
②	防火・防災管理者選任(解任)届出書	45万件	30程度	資格を証する書面 (防火・防災管理者講習修了証等)	無	/	1枚	①	13	経団連 同友会
								③	2	
								⑤	2	
								⑥	2	
③	全体についての消防計画作成(変更)届出書	1.6万件	10程度	消防計画	無	/	~数十枚 (防火対象物の規模等により異なる)	①	2	/
								②	2	
								⑤	14	
④	防火対象物点検結果報告書	16万件	15程度	防火対象物点検票	有	防火対象物点検資格者	4枚程度	⑧	2	経団連 同友会
								⑩	2	
⑤	統括防火・防災管理者選任(解任)届出書	2.1万件	20程度	資格を証する書面 (防火・防災管理者講習修了証等、なお、本部によっては統括防火・防災管理者の資格を有する者である要件が確認できる書類等を求めている場合がある)	無	/	数枚程度	①	2	/
								②	2	
								③	14	
								⑥	1	
⑥	自衛消防組織設置(変更)届出書	0.5万件	15程度	統括管理者の資格を有することを証明する書面 (自衛消防業務講習修了証等)	無	/	1枚	②	2	同友会
								⑤	1	
⑦	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書	36万件	30程度	消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する図書 (設計書、仕様書、計算書、系統図等)	無	/	~数十枚 (防火対象物の規模等により異なる)	/	/	経団連 同友会
				消防用設備等試験結果報告書又は特殊消防用設備等試験結果報告書	有	消防設備士	~5枚程度(1設備につき)	/	/	
⑧	消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書	146万件	10程度	点検表(又は 消防用設備等点検結果総括表及び消防用設備等点検者一覧表(消防用設備等のうち消防長又は消防署長等が適当と認める場合))	有	消防設備士又は 消防設備点検資格者	点検表: ~5枚程度(1設備につき)	④	1	経団連 同友会
							点検結果総括表及び点検者一覧表: 2枚	⑩	1	
⑨	工事整備対象設備等着工届出書	16万件	20程度	工事の設計に関する図書 (付近見取図、防火対象物の概要表、設備の概要表、平面図等)	無	/	~数十枚 (防火対象物の規模等により異なる)	/	/	経団連
				設備等設置維持計画(特殊消防用設備等のみ)	無	/	~数十枚 (内容により異なる)	/	/	
				法第十七条の二第三項の評価結果を記載した書面(特殊消防用設備等のみ)	無	/	~数十枚 (内容により異なる)	/	/	
				法第十七条の二の二第二項の認定を受けた者であることを証する書類(特殊消防用設備等のみ)	無	/	~数十枚 (内容により異なる)	/	/	
⑩	防災管理点検結果報告書	6万件	15程度	防災管理点検票	有	防災管理点検資格者	4枚程度	④	3	同友会
								⑧	1	

※1 総件数は「消防法令における申請・届出等に係るオンライン利用状況の調査について」(令和3年1月26日付消防予第18号)の令和元年度の対象様式に係る申請届出件数の回答を取りまとめ、概数で記載したもの

※2 同時に申請等される様式は「火災予防分野における各種手続きの事務処理等に関する調査(依頼)」(令和2年10月27日付事務連絡)でサンプル的に抽出した18本部からの回答を取りまとめたもの

※3 内閣府規制改革推進室が新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から経済4団体からの要望を聴取した「経済団体からの「コロナ感染症対応としての規制・制度の見直し要望」(令和2年4月)等で要望のあったもの 5